

平成30年度 東京都税制調査会  
第4回小委員会 議事録

日 時 平成30年9月26日(水) 午後3時59分～  
場 所 都庁第二本庁舎 31階特別会議室21

平成30年度 東京都税制調査会第4回小委員会

平成30年9月26日（水）15：59～18：01  
都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

【高瀬税制調査担当課長】 それでは、定刻になりましたので、始めさせていただきたいと思います。  
本日はお忙しい中お集まりいただき、まことにありがとうございます。  
本日の小委員会は、配付資料の一部をペーパーレスとし、タブレット端末を用いて資料を御覧いただきます。  
お手元には次第、座席表、「タブレット端末について」という説明書をお配りしております。  
それでは、この後の進行は、諸富小委員長にお願いいたします。

【諸富小委員長】 皆様こんにちは。ただいまから、平成30年度東京都税制調査会第4回小委員会を開催させていただきます。

本日は、平成30年度東京都税制調査会答申（素案）について審議をいただきます。  
事務局から、答申（素案）の構成や特徴について説明いただいた後、全体を四つに区分してそれぞれ事務局の説明の後に審議という手順で進めていきたいと思っております。よろしくお願いたします。  
それでは初めに、事務局から、答申（素案）の構成や特徴と「Ⅰ 税制改革の視点」について、説明をお願いいたします。

【工藤税制調査課長】 ありがとうございます。

まず、説明に先立ちまして、一点だけ資料の訂正をさせていただきたいと思っております。  
お手元の画面を御覧ください。こちらの「法人事業税・法人住民税（法人税割）の偏在度（東京都シェア）の推移」というのは、第一回小委員会の資料として出ささせていただいたものでございます。こちらの資料を訂正させていただきたいと思っております。具体的には、紫色の折れ線グラフが法人住民税の法人税割の推移を示しておりますが、こちらの平成29年度及び平成30年度の税額に均等割を加えていたということがわかりました。この場をお借りして、訂正させていただければと存じます。大変申しわけございませんでした。

それでは、平成30年度東京都税制調査会答申（素案）について説明させていただきます。  
まず初めに、答申の構成についてです。お手元の画面、目次を表示しておりますので、御覧ください。今年度の答申は、5部構成となっております。第Ⅰ部は「税制改革の視点」として、税制改革に関する考え方を記載しております。

第Ⅱ部は「地方法人課税をめぐる喫緊の課題への対応」で、来年度の税制改正に向け、国において検討が行われています地方法人課税における偏在是正措置の動向を見据えつつ、地方法人課税について、当調査会の考えをまとめたものでございます。

第Ⅲ部では「環境関連税制」として、地球温暖化対策のための税及び自動車関連税について、中長期的な視点から課題や提案を記載しております。

第Ⅳ部では「地方財政調整制度等における諸課題」として、地方財政調整制度や地方自治体の基金、東京の財政需要などについて記載しております。

第Ⅴ部では「都市と地方の共存共栄」として、我が国の持続的成長・発展の実現に向けた税制改革の目指すべき方向性を記載しております。

本日提示する素案につきまして、先日、委員の皆様にも事前説明をさせていただいておりますが、そこから少し内容の修正、文言の整理を行っておりますので、こちらについてあらかじめ御了承いただければと存じます。

また、巻末に参考資料をつける予定ですが、こちらにつきましては次回の小委員会の際に提示できるようにし

たいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

では、第Ⅰ部のところにつきまして、具体的に素案の内容について御説明させていただきます。「税制改革の視点」でございますが、1から5までの項立てであらわしております。

まず、1ページ目、「1 地方の真の自立に向けた地方分権」でございますが、真の地方自治、地方分権改革の目的に触れた上で、少子高齢化、人口減少が進行する中、地方自治体の役割は今後ますます大きくなる。こういうことから、地方税財源の拡充は不可欠であるとしております。

続きまして、「2 財政の持続可能性の確保」についてですが、我が国の財政状況について、骨太の方針2018、国民負担率の現状を踏まえ、行政改革、税負担のあり方の見直しの必要性を述べております。

また、4ページの最後のポツのところにつきましては、事前説明の後に加えさせていただいておりますが、具体的に、国も地方も社会保障関係経費の増大に対応するための負担の必要性について、国民・住民と十分に議論してきたとは言えない。住民の声に真摯に向き合い、地方みずから汗をかき、説明責任を果たすことが求められるというふうに加えております。

次に、「3 地方税体系のあり方」についてでございます。こちらは基本的に過去の答申を踏襲しているような形になっておりますが、行政サービスを十分かつ安定的に提供できるよう、今後の社会保障の全体像を見据えた上で、地方税の更なる充実。偏在性が小さく安定的な税体系の構築。所得循環の生産、分配、支出という三つの局面でバランスよく課税。所得課税、消費課税、資産課税を含めて、全体として均衡のとれた税体系の構築が重要としております。

次に、「4 時代の変化に対応した税制度の構築」についてでございます。まず(1)として、我が国の人口減少、高齢化の進行、社会保障制度の現状について触れた上で、全ての世代が互いに支え合う社会経済システムの構築が急務。税と社会保険料をあわせた負担のあり方、世代間における負担の公平性など総合的に検討すべきとしております。

(2)では、税制のグリーン化について、環境重視の社会経済を構築していくためには、税制の一つの基軸に「環境」を据えることが必要としております。

次に、10ページに参りまして、第Ⅰ部の最後になりますが「5 我が国の持続的成長のために」では、(1)として、真の地方創生の達成と日本全体の持続的発展の実現には、東京を含む各地域がそれぞれの役割を果たし、個性や強みを発揮して更なる活力向上に取り組むことが重要とし、(2)では、我が国において東京も、それ以外の地域もさまざまな厳しい状況に直面していることを踏まえ、対症療法的な偏在是正措置ではなく、本質的な改革として地方税財源の拡充を進めていくべきとして、地方消費税の充実等による安定的な税体系の構築と、財政調整機能等を適切に発揮することとしております。

素案についての説明は以上ですが、本日欠席の宮本委員から、こちらの資料について御意見を預かっておりますので、申し上げたいと思います。画面の方を御覧ください。三つのポチで御紹介いたします。本文を読みます。

少子高齢化対応で都も地方も大変だとの認識を示すのはいいが、地方の自治体にも説得力を持たせるためには、まずは2040年問題を日本全体で乗り越えていく過程やその厳しさをもう少し具体的に描写した方がいい。

具体的には、11ページ(2)の第1段落などに、地方の厳しさと東京がタイムラグを伴いつつも直面していく厳しさの共通背景をもう少し描き、日本全体が直面する厳しい状況を俯瞰する。

この答申の名宛人が誰かにもよるが、その中に地方も含まれているなら、また、一部の自治体では地方分権という理念を掲げることで厳しくなっているという現実寄りななら、2040年をともに乗り越えていくというビジョンと措置を示すことが必要、という御意見をいただいております。

以上です。

【諸富小委員長】 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様から御意見、御質問をいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

佐藤委員、お願いします。

【佐藤委員】 全体の基調ですけれども、事前説明のときに申し上げたのですが、反論するより提案する方がいいかなと思うのです。二つあって、東京都は国に対して何を提案して、もう一つは、東京都は何を汗かくのですかということですかね。構成として、「地方の真の自立に向けた分権改革」でいきなり始まると、何か教科書を読んでいるみたいで、むしろ本音ベースでいけば、今回の問題の起点は偏在是正の問題ですね。だから、まず偏在是正を真っ先に取り上げて、東京都的なスタンスで言うならば、偏在是正は格差という問題の原因ではなくて、国がもともと税収をちゃんと取っていないのですね。国が交付税の原資も足りないし、お金がないので東京都の財布に手を突っ込んでいるということがあるので、まずは国の財政状況が苦しいということが一つある。

それから、私は個人的には、やはり法人二税に依存し過ぎているという問題が一つある。もともと安定的な財源というのは、本来は地方消費税等々に求めるべきだという問題があるし、それから前も言いましたけれども、大きいのは都民の無関心です。これが東京対地方の戦いだなどというワイドショーっぽくおもしろがっているのは、東京都の都民自身が無関心なので、都民の関心が本当にどこにあるのだということです。こういったことに問題があって、その結果としてこういう偏在是正の議論が盛り上がっている。

それに対して我々はどう回答していくのだといったときに、では、どういう税体系が本当は地方にとって望ましいのか。その中でどう位置づけようと、法人二税でこれからどういう位置づけられるべきなのかとか、それから東京都としては、あるべき税体系として、もう一つ環境税というものを提案したりとか、そのような形で持っていないか、いろいろなことを言っていますねみたいなことでおしまいかなという気がするのです。

それから、忘れないうちになのですけれども、最後のところで、財政再建のところは一文加えていただきまして、ありがとうございます。持続的な成長のところを二つのことを混乱させていると思うのです。東京の成長と東京都が何をやるかということ。東京は成長するのです。成長センターです。でも、それに対して東京都は何をしているのですか。やはり自分たちが何を汗かくのですかということ、そこも明確に分けて議論しないと、東京の成長に東京都が便乗していませんかと言われると思うのです。

これは受益の話なのです。東京都民や企業が、なぜこの偏在是正の問題を自分たちの問題だと思わないかというと、はっきり言って、自分たちの受益を感じていないからです。企業だって、別に東京都が汗かいて自分たちの成長を助けてくれているとは思っていないからです。だから、払う税金は同じなのだから、別に国に払おうが都に払おうが、僕たち関係ないやと思っているわけです。であれば、やはり東京都が東京の成長に対して何ができるのか、何をしてきたのかで、本当は何をしなければいけないのか。それでやってきたことに対して、あるいはやることに対して、どう自分たちが、これだけの受益があるのですよということを納税者である企業や住民に対して説明責任を果たしていくのか。そのあたりのストーリーがないと、言いつ放しのような気がしたのです。何となく反論で終わってしまっている気がしたのです。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

他にございますでしょうか。とりあえず、「I 税制改革の視点」というパートに関して、御質問、御意見を受けたと思います。

金井委員、お願いします。

【金井委員】 今の佐藤先生の話と全然関係ないのですけれども、事前説明のときに気づけばよかったのですが、宮本先生の意見を拝見して、2040という言葉が書いてあるのですけれども、よくよくこの文章を見たら、将来考えている年がばらばらで、全体として一体何を考えているのだからよくわからないなという気になったのですが、これはこんなものでいいのですか。2065年というのが最初のころには結構重要な年なのか、とりあえ

ず、65年なのか、40年なのか、何となく見据えている地平線というか、どのくらい先を展望しているのか何となくはっきりしていないのですが、こういうのはどうしたらいいのですか。2040というのは総務省研究会と地方制度調査会のものですよね。

【諸富小委員長】 石田委員、お願いします。

【石田委員】 先ほどの佐藤先生の最初の発言の中で、この調査会のこの文書が、東京都に行くとか、国への提言なのかという発言がございましたけれども、まずは、どこを対象につくるのかをはっきりさせないといけないのではないですか。私たちは今まで東京都、都知事から受けたものに対しての答申という考え方だったので、その辺をはっきりさせていただけたらと思います。

【諸富小委員長】 これは事務局にお答えいただいたらいいですかね。

【工藤税制調査課長】 石田先生がおっしゃっているとおり、都知事から諮問を受けたというところに対して御検討いただいて、答申を返していくという形でつくればいいのかと考えております。

【諸富小委員長】 佐藤委員、どうぞ。

【佐藤委員】 今の点ですけれども、そうしたら論調がやはりおかしいのです。だって、東京都ができることを書かなければいけないのに、東京都が国に要求することを書いているので。だから、やはり視点が、国に対する要求、それから東京都が何をすべきか、住民に対して何を求めるかという、それぞれの説明があつていいと思うのです。結果的には東京都知事に言うのは間違いないのですけれども、最終的な出口はどこですか。国に対する要求なのですか、東京都が中で考えるべきことなのですか、住民に対して何かを求めることなのですかという出口はそれぞれあるはずなので、そこはちゃんと分けて考えた方がいいかなというのと、先ほどからくどのようなのですけれども、成長の話に戻りますと、ここは税調なので、税として何ができるのかということはやはり明記しておいて、東京都が汗をかくとしまして、税という観点から何ができるのですかねということ。そこは考えないといけないのかなと。

済みません。私は初めて見たのですけれども、テクニカルな話になりますが、所得循環の生産、分配、支出の三つの課税ポイントでバランスよくというのは政府税調でも聞いたことがないので、税制の専門家としては、生産にかけるのは本当は余りよくないのですね。セカンドベスト的にかけるというのはわかるのですけれども、ここでなぜバランスよく出てくるのがよくわからなかった。

地方税体系はもっとクリアで、言いかえれば地域社会の会費を集める、つまり応益課税なのだと。その応益課税の出口として、場合によっては法人二税もあれば、固定資産税もあれば、個人住民税もあるということになるので、そこはもう少し前面に出てよくて、私も税制の専門家なので、所得課税、消費課税、資産課税のバランスも言いますけれども、これはどちらかというところと国税の話だと思うのです。どちらかというところは地方税の話をしているので、であれば、地域社会の会費をどう広く集めるかという、そこにあるべき地方税の体系があつていいのではないかという気がするのです。

【諸富小委員長】 会長からも。

【池上会長】 既にいろいろなコメントが出されています。石田先生、佐藤先生からも言われましたが、もちろん都知事から諮問を受けておりますので、答申は都知事に対する答申なのですが、確かに実際にはこの答申は公表されているいろいろな人が読む。特に国の関係者もよく読んでいらっしゃるらしいので、国の審議会で議論されるときに、取り入れるかどうかは別として、読まれていると伺っております。

そういう面で、都知事あるいは東京都が実際に国に対していろいろ要求するときの、あるいは都が独自の租税政策をとっていく際の基盤として答申を出させていただく。そういう意味では、都知事に対して答申しますが、それを公表することによっていろいろな方に訴えていくということだと思います。

それから、今、佐藤委員からございました、所得循環におけるバランス。これは前期あるいは前々期からずっ

と使っている言葉ですが、国税と地方税という視点で考えたとき、日本の特徴は、地方自治体、いわゆる都道府県・市町村の役割が公共サービスの中で占める割合が非常に大きいことだ、と私は考えております。そういう国ですので、国税のみで所得、資産、消費のバランスということを考えるのではない、地方税が非常に大きいことを踏まえれば、地方税についてもその考えが当てはまると考えておりますので、この表現をこの数期、とらせていただいているところでございます。

ただし、今言われたとおり、いろいろな形で、受益を考えた形で法人課税と固定資産税などをちりばめる形でやっているということは、そのとおりです。

佐藤委員から、もともとは国税において交付税の原資が足りないから大きな問題になっているのだという御発言があったかと思いますが、それはそのとおりです。その意味で、国税を強化すべきであるということは真実だと私も考えております。それは前の小委員会でも発言したと思います。

それから、都民の関心を高めることについて、もちろんここで話をするだけで都民の関心が高まるかどうかはわからないのですが、これは都知事に対する答申ですので、都知事を先頭に東京都の皆様にも都民の関心を高める努力を強めていただきたい、という思いは十分持っております。

以上です。

**【諸富小委員長】** 他の委員の皆様、いかがでしょうか。

沼尾委員、よろしく申し上げます。

**【沼尾委員】** 最初の1ページ目と2ページ目のところですが。特に見出しのところでは二つ目のポチなのですけれども、社会保障分野を初め将来にわたって充実した行政サービスを提供するという、充実という言葉が書かれているのですけれども、この充実という言葉が、いわゆるナショナルスタンダード・プラスアルファみたいにも読めてしまう部分があって、これは多分、従前の文言を踏襲しておられるのかとも思うのですが、例えば安定した行政サービスだとか、つまり、この充実というところをどう読むかという表現のところ気がかりました。

2ページ目にも同じ表現が出てきているのですが、むしろ自分たちでサービスに対する受益であるとかそれに対する負担を決めていくことが大事だというのが前段で出てきているので、このあたりの書きぶりをどうするかというところが気になっています。

それから、地方の真の自立に向けた分権改革という記述があって、これは最初の扉のところにもあるとおり、平成12年度以降、地方分権の時代に適した税制のあり方ということで都税調自体が検討されてきていて、地方分権ということが言われているのですが、やはり今の社会経済情勢ですとか、今の世の中の動きの中で地方分権というところを改めてどのように位置づけるのかと。自治体も、かなり厳しい人員削減と財政状況の中で全国的に疲弊してきているというところもあって、宮本先生もそのあたりを、地方分権ということを使うのであれば、全国的にそこをどうしていくかということに共感を持てるような書きぶりにするのが大事だとおっしゃっておられますけれども、何かこれだと住民の意思で、自分たちの責任でやれる仕組みが必要で、東京都はやれるかもしれないけれども、ちょっと地方は厳しいよねというふうにも読めてしまうので、このあたりの書きぶりをもう少し工夫していく必要があるのではないかという印象を持ちました。

以上です。

**【諸富小委員長】** ありがとうございます。

保井委員、よろしく申し上げます。

**【保井委員】** 私も重ねるようなことであるのですけれども、最後の方にも出てくるのですが、私が読んでいて何か違和感というのですか、済みません、言葉が悪いのですけれども、非常に薄っぺらく感じてしまうのが、地方創生という言葉がここで入ってくることなのです。具体的に言うと10ページの(1)で、真の地方創生と日本全体の持続的発展と書いてあるのですけれども、真の地方創生とは何かということがここには特に書かれてい

ないと思うのです。どちらかという、その横の、日本全体の持続的発展のためには東京がやはり頑張らなければいけないということが書いてあって、そこで東京が頑張れば地方にもきつと還元されるという趣旨なのかなと思うのですが、特に東京都の思う真の地方創生とは何かということには書かれていないですし、今の政策の地方創生というものを捉えると、東京都が何か新たな定義を書くということがいいとも思えないので、どちらかという、これは宮本先生がおっしゃっていることと同じなのですけれども、最初のところ、分権から始まるのですが、この分権から始まるのも、沼尾委員がおっしゃったように、今の時代の情勢を考えると余り賢明ではないような気がします。

そうすると、10ページにあるような、我が国全体の持続的成長のためにということ、それは多分、宮本委員がおっしゃっているような、まさにみんなが一丸になって乗り越えようということだと思うのですが、それがまず示された上で、私はその次は、分権ということではなくて、それは言葉の中にも書いてあるのですが、ローカルないろいろな工夫が大事なのだというような言い方だとすると、それは東京都も大都市ならではのインフラの整備や規制緩和など、いろいろなやるべきことがありますし、地方は地方で、やはりローカルな、要するに国がやれとって全部同じことをやっていくのではないローカルルールだったり、ローカルな事業という、それが大事だというのは多分、東京も地方も同じではないかという気がするのです。

とすると、ちょっと回りくどいのですが、今までどおりの分権改革というよりは、これからの社会を乗り越えていく、そのためにはローカルな取組がこれから一層大事になっていく。その中で税制のあり方を考えていかなければいけないし、それは東京と地方の対立の構図ではないというような流れにしたらいいのではないかなと考えていました。ほとんど宮本委員や沼尾委員がおっしゃっていることと同じだと思いますので、感想ですが、お願いします。

**【諸富小委員長】** 他にはございますでしょうか。

吉村委員、お願いします。

**【吉村委員】** 私も、既に御意見が出たところと重なるというか、同じような指摘になりますけれども、11ページ、12ページでは、将来を見据えた改革をということで、今、御指摘があったような地方の状況とか、あるいは地方税財政の拡充といった視点がこちらの方では出てきていて、最初の方に非常に理念的なところでスタートしているというのはわかるのですが、現実を考えると、やはりこういった要素はもう少し前に出して、読む方が、ちゃんと上滑りしていない議論をするつもりなのだとところをちゃんとアピールした方がいいのかなと改めて思いました。

**【諸富小委員長】** ありがとうございます。

他にはございますでしょうか。大体出たでしょうか。

御意見をお聞きしていますと、ここの最初の分権という言葉が、かつての分権一括法で議論されていたときの分権のイメージと大分変わってきたということが、今日の幾つかの御意見をいただいた議論の背景にあると思います。そういう意味では、むしろ宮本委員の紙で出された意見にも集約されているように、40年までの間に乗り切っていくことの大変さ、それはずっと議論でこの前回、前々回ぐらいであったように、まずは地方の方で収入に対して非常に厳しい財政負担がやってくると。そこを乗り切っていかなければいけないし、その後、むしろ東京都の方が高齢化に伴って非常に厳しい局面が、次に東京都にもやってくるということを含めて、日本全体が乗り切っていく大きな頂を越えていけないといけないわけなのですけれども、そこについての議論というか思いがないと、東京都の観点だけからメッセージを発しているように見えてしまうことが全体としての、先ほどの東京都から税制調査会が発するメッセージの名宛て人は誰なのかという議論も確かにあります。対政府なのか、対住民なのか、対他の地方、政府なのかということで佐藤委員からも指摘がありましたけれども、もし他の地方自治体の共感を得るようなメッセージということになると、今、何人かの先生方から御指摘いただいたような点。

だから具体的にどうするというのはなかなか難しいのですけれども、そういうことに東京都としても目配りしているということを示す必要があるのかなと、ちょっと感想を持ちました。

何か会長から。

【池上会長】 皆さんにお話しいただいたうち、かなり多くの委員から出されたのは、書き方の順番が重要ではないかということです。むしろ11から12ページに書かれていることをアピールしたいのであれば、最初にそれを持ってきて、そこから始める方が意見としてまとまりがあるのではないかと、という御意見がかなり出されたと思います。小委員長とも相談しながら、構成について、もちろん文章も、今いただいた意見も踏まえて検討させていただきます。

【諸富小委員長】 野口委員、よろしくお願いします。

【野口委員】 今の先生方の御意見を混乱させたり、水を差すつもりは全然ないのですけれども、すごく素人的な意見で恐縮ですが、分権だとか創生だとかいう言葉で、だから地方にお金が必要なのですと、足りないとするれば増やす必要があるという方向での議論があり得るとすると、もう一つの方向性としては、地方税の理論的な観点からして偏在しているということ自体が問題なのだと。そこを是正することによっていろいろなことのバランスが整うという向きでの議論もあり得ると思うのです。今の答申の素案が、それが行ったり来たりしていて少し混乱しているという印象があるので、何が目的で、何が目的を達成するための手段で、その手段を講じていくことにより、本当の効果と、何が付随的な効果としていいことがくっついてくるのかということを整理すると随分違ってくるかと思いました。

その上で、ここは税の話をするところなので、私は、理論的にやはり地方税の考え方からするとこういう税の体系が望ましいと。素人なので恐縮ですが、それに整えていくことによって、こんないいこともある、こんないいこともあるという、そういうパターンの書き方もあり得るのかなと読んでいて感じました。済みません。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

まさにそのことを次の章から具体論を展開していくという構成にはなっているのですけれども、御指摘のとおりだと思います。ただ、その出し方の最初の、そういった望ましい理念としての税制を論じていくのに入るに当たっての総まとめとしての議論の頭をどのように持っていくかというときに、東京都が東京都だけのことを考えてメッセージを出しているという形で、東京VSそれ以外の地方自治体というような構図に議論が受け取られないように、しっかり気をつけた議論をしていって、お互いに日本の将来の2040年ぐらいの非常に厳しい時点をどのように乗り越えていくか、そのためにどういう税制を、東京にとっても地方にとってもお互いに望ましい姿をどういうふうに求めていくかという議論をしていき、東京都だけにとっていい税制ということを言っているわけではないというメッセージを出した方がいいのではないかと御意見として私は受け取りました。

そこを目配りした上で、だから東京都でお金をどうやって地方創生のために分配するかという議論をここでやろうとしているわけではなく、野口委員が御指摘のように、望ましい税制のあり方を、各論を次の章からまさにやっていくということだと思います。的確な御指摘をいただいて、ありがとうございます。

そろそろ時間ですので、この最初のパートについては、いただいた御意見を引き取らせていただいて、修文をして、次回の小委員会の場で再度御議論いただくことにしたいと思います。どうもありがとうございました。

そうしましたら、次のパートに移りたいと思います。事務局から、「Ⅱ 地方法人課税をめぐる喫緊の課題への対応」について説明をお願いいたします。

【高瀬税制調査担当課長】 それでは、答申（素案）のⅡの御説明をさせていただきます。

13ページから始まる「1 地方法人課税の意義」につきましては、昨年度の答申における整理を踏襲しております。

まず冒頭のポツでは、平成30年度地方財政計画における道府県税収等の内訳を示しつつ、法人事業税と法人



住民税が地方自治体の基幹税であるとしています。

続きまして、13ページの三つ目のポツでは、地方法人課税は所得循環の生産局面で課税するものであり、生産、分配、支出という三つの課税ポイントでバランスよく課税し、均衡のとれた税体系を構築するという点からも重要であるとしております。

続きまして、14ページの三つ目のポツでは、法人に課される税を実際に負担するのは株主、債権者、従業者、消費者等の利害関係者であるとされているが、それらの者は必ずしもその法人の事業所所在地に居住しているわけではないとしています。

また、続く四つ目のポツの後段において、東京都は、従業者等の中間流入人口が約291万人に上るなど、都の行政サービスの享受者には都内に居住していない者が多く含まれており、法人に課税することで域外からの通勤者等に対しても間接的に負担を求められることができるとしています。

次に、15ページから始まる「2 税源の偏在是正」でございます。

最初のパート、「これまでの偏在是正措置」では、これまで国が行ってきた地方法人課税における偏在是正措置を振り返り、その事実関係を記載しています。

16ページの一つ目のポツを御覧ください。こうした数度にわたる地方法人課税の偏在是正措置により、平成20年度から平成30年度までの都財政への影響額は、約2兆7000億円に上るとしています。

続きまして、16ページの一つ目のポツでは、これらの措置について、これまで地方法人課税の偏在是正措置を実施する際は、国は殊更に人口一人当たりの税収格差を強調するだけで、何をもって偏在とみなすのか、客観的かつ合理的な説明を行ってきていないとしています。

続く三つ目のポツでは、また東京一極集中の傾向が加速しているとして、偏在是正が必要な根拠の一つとしている法人事業税、法人住民税の都道府県別人口一人当たりの税収額を見ても、都の税収額が近年増加しているという事実はないとしています。

17ページの一つ目のポツでは、平成30年度与党税制改正大綱を引用し、平成31年度税制改正において、国が新たな偏在是正措置に踏み切る構えであるとしています。

次に、「偏在是正に対する当調査会の考え」のパートの最初のポツでは、平成20年度税制改正で暫定的な措置として導入された地方法人特別税・同譲与税が、平成28年度税制改正で消費税の10%引上げ等に合わせて廃止されたことに鑑みれば、過去10年に及ぶ暫定的偏在是正措置は、これをもって終結したと見るのが妥当であり、仮に新たな偏在是正措置を行うのであれば、それは事実上の廃止決定の撤回であって、国と地方の信義則上の問題になりかねないとしています。

続きまして、17ページの下から二つ目のポツでは、原点に立ち戻り、そもそも都市への企業集積と人口流入の度合いに応じて税源が都市に集中するのは自明の理であるが、それを是正する根拠についてはこれまで国から合理的な説明がなされていないとし、続くポツでは、税制を検討する場合には、税収と財政需要の双方の観点で踏まえて考えるべきであり、単に税収の多寡のみをもって財政力の格差を捉えるのは不適切であるとしています。

18ページの最初のポツでは、地方税の原則に触れ、また、法人が受けた行政サービスに応じて負担する地方税を財政調整の手段として国税化し、応益関係のない地方に配分することは受益と負担という地方税の重要な原則に反し、許されるものではないとしています。

続きまして、18ページの三つ目のポツでは、地方交付税制度に触れ、本来、地域間の財源の不均衡の調整は地方交付税制度で行われるべきであり、地方交付税等による財政調整後の一般財源ベースで見れば、都道府県間の財源の不均衡は調整されている。国は人口一人当たりの税収格差を強調するが、地方交付税による財政調整後の人口一人当たり一般財源の額で見れば、都は全国平均程度であり、特定の指標をもって全体を論じるべきではないとしています。

続く四つ目のポツでは、国の説明責任について触れ、仮に国が新たな偏在是正措置の必要性を主張するのであれば、少なくともその前提として過去10年に及ぶ偏在是正措置による地方への実質的效果や具体的成果が示されてしかるべきだが、いまだ何も示されていないとし、続くポツの後段では、偏在是正措置により発現する実質的效果について定量的な最終到達目標も示されておらず、国は最低限の説明責任すら果たしていないとしています。

18ページの下から一つ目のポツでは、このパートの締めくくりとして、国が偏在是正の名のもとに講じてきた地方法人課税における国税化措置は、地方自治体の自主財源である地方税を縮小するものである。こうした手法は極めて中央集権的であり、地方自治の根幹を揺るがしかねない。真の地方分権の確立に向けた取組の対極にある偏在是正措置を新たに行うことは、到底容認できるものではないとしています。

次に、19ページから始まる「3 分割基準のあり方」でございます。

19ページ冒頭の概要説明部分にあるとおり、分割基準の基本的な考え方については昨年度の答申を踏襲しており、概要の二つ目のポツでは、法人の事業活動規模を最も的確にあらわす指標は付加価値。付加価値の中で最大の割合を占める人件費を用いることは合理性がある。従業者の数は人件費の代替指標であり、簡便な基準とし、概要の三つ目のポツにおいて、財政調整の手段として分割基準を用いることは、行政サービスの受益と法人の事業活動との対応関係をゆがめ、基準そのものに対する信頼を失わせることになるため、断じて許されないとしています。

続きまして、21ページのこのパートの締めくくりのポツにおきましては、経済のデジタル化等を踏まえた小委員会での議論を反映し、なお、今日の世界的なデジタル経済化や知識経済化を背景に、さまざまな事業形態やビジネスモデルが生まれている状況を踏まえ、よりの確に事業活動規模の大きさをあらわす指標へと分割基準を見直すべきとの議論があるとし、続けて、事業活動規模をあらわす指標を検討する場合の基本的な考え方について言及しています。こちらは昨年度の答申に比べ、一步踏み込んだ内容となっております。

次に、22ページから始まる「4 法人実効税率のあり方」でございます。

22ページ冒頭の概要説明部分にあるとおり、法人実効税率の基本的な考え方については、昨年度の答申を踏襲しており、概要の二つ目のポツでは、国の政策に基づく法人実効税率の引下げは、国の責任で対応するべきであり、地方財政に影響を及ぼすべきではないとしています。

一方で23ページの三つ目のポツでは、今年度の小委員会での議論を反映し、法人実効税率のあり方については東京の国際競争力を向上させる観点から、世界から人材と投資を集めるためには法人実効税率の更なる引下げを積極的に検討するべきという意見があった。一方、引下げの効果が必ずしも明らかでないとし、国際租税競争に参加することで財源調達機能を弱めるべきではないとの意見もあったとしております。

次に、24ページから始まる「5 法人事業税の外形標準課税」でございます。

24ページの下から一つ目のポツでは、もっとも、現行の外形標準課税は、資本金1億円超の法人のみを対象としており、全国の法人数約253万社のうち約2.2万社と、外形標準課税対象法人の割合は1%にも満たない。また、外形標準課税の適用対象法人は年々減少しており、その背景には減資等の影響が考えられる。さらに外形標準課税対象法人の7割弱が欠損法人となっており、これらの法人は事業税を負担していないのが実態であるとしています。

この実態を踏まえ、続く25ページの一つ目のポツの後段では、必ずしも資本金が法人の活動規模をあらわしていない例もある。そこで外形標準課税の適用基準については、法人の規模や活動実態等を的確にあらわすものとして、資本金以外の指標も組み合わせることなどを検討すべきであるとしており、今年度の小委員会での議論を反映しております。こちらは昨年度の答申よりも一步踏み込んだ内容となっております。

私からの説明は以上でございます。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

そうしましたら、ただいまの御説明について委員の皆様から御意見、御質問等をいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

高端委員、お願いします。

【高端委員】 このパートで1カ所だけ、17ページから19ページまで偏在是正に対する当調査会の考えということで、当調査会、答申は全部そうなのですが、ここをわざわざ当調査会の考えと書いているので、なおさら当調査会がこう考えているのかどうか神経質に読まざるを得ないのですが、一つは並んでいる主張の中で妥当性はともかく、強調の仕方が具体的に言いますと例えば18ページの上のボツからいきますと「許されるものではない」「何ら考慮されていない」「何も示されていない」「最低限の説明すら果たしていない」「極めて中央集権的」で、最後は「到底容認できるものではない」となっておりまして、それが品位的な部分でどうなのかということとは置いたとしても、例えば偏在問題についてここまで強いメッセージを出すのであれば、佐藤先生が最初の御意見でおっしゃいましたけれども、偏在是正措置が不当だからやめろと言えればそれでいいわけではなくて、その背後にある財源保障の問題とか、更には国がそもそも財源が足りていないとか、そういうより根本的な問題の重要性を我々は恐らく緩やかに認識していると思うので、そことのバランスもとれないと思うのです。そういうところがどうか。

あと、このパートについてもう一つだけ申し上げると、特に17ページの偏在是正のパートの2番目のボツあたりの廃止することになっていたのに、またやるのか。信義則上の問題にもなりかねないというのは、これは見方が分かれるとは思いますが、状況が変わればそれに柔軟に対応するのも政治ですし、百歩譲って政治家の方がこういう主張をされるならともかく、税制調査会としてこの主張を本当に入れるのかというあたりは、ちゃんと考えた方がいいかなと思いました。

以上です。

【諸富小委員長】 星野委員、お願いします。

【星野委員】 今のパートのところなのですが、偏在是正の話と、先ほども御指摘があった交付税の原資が不足しているので国税を強化すべきという、この偏在是正というのが総額とか、今おっしゃった財源保障の問題と非常に密接に絡んで出てきていることなのだと思います。このパートは偏在の是正の話だけで総額の問題との関係とか、そこら辺のところは触れられていないので、会長の御主張で国税を拡充して、交付税原資を拡充するというお話が出てきていると思うのですが、それについてもここで触れてもよいのではないかと思います。

【諸富小委員長】 佐藤委員、お願いします。

【佐藤委員】 今の柔軟なというお話ですけれども、けんかを売るなら自分たちも何をするかということをやっていると、本当にけんかになってしまうので、例えば嫌味なことを言うと18ページの下から2ボツ目のところ「国は最低限の説明責任すら果たしていない」。では東京都は何の説明責任をこれまでしてきたのかというのは問われると思うのです。

例えば冒頭で法人課税は受益に対する負担であると言ったけれども、何度も繰り返しますが、企業は何の受益をしてきたんですか。東京都が何かいいことをしていただいたんですかというのは、道路です。それは誰だって道路を使うのではないですか。企業だけではないです。では具体的にどの程度それが企業の収益に貢献したんですか。1%で貢献だと言われたらふざけるなどと言われますね。では、東京都は何の説明責任を果たしてきたのかということは問われている。返り血みたいなものなので、そういうふうに言われるだけだと思うのです。本来はそれに答えなければいけない。

なのでもし国に文句を言うなら、自分たちの反省も示すべきだと思うのです。国がアドホックに偏在性の是正について俺たちの財布に突っ込んできた。では俺たちはこれまで何が足りなかったのだろうかということについ

て、ちょっと素直に反省というか課題というのを述べるというのは筋だと思っただけです。そうしないとバランスがとれないです。だから僕たちは何の問題もない。僕たちは今までどおりだけでいきたい。おまえたちだけで何とかしろよ、国が何とかしろよというのは余りにも無責任というふうになるので、くどいですが、東京都の問題点はこれまで何で、必ずあったはずなのです。それと何をやるのかという提案です。ではどうしますという議論がなければいけない。

同じなのですが、この実効税率のところなのですが、国がおまえたちでやれよと言うけれども、実質的には国と地方一体でやらざるを得ない。だって法人住民税はどうせ国税の法人税と連動していますから、どのみちこの種の問題というのは、国と地方が一体的に考えなければいけないというのは財政再建と同じなので、せめて国と地方が一体的に取り組んでいく。地方だけに責任を課すものではないかもしれないけれども、国と地方がお互いに汗を流しませんかこの問題について。グローバル化の中で競争しなければいけないので、いいか悪いかは別ですよ。でも現実問題として我々は競争にさらされているので、国も地方も汗を流しませんか。なぜ国だけに汗を流せよと言うんですかというのは、やはり言われてしまうと思うのです。だからそのあたり書きぶりとして、自分たちだけ守って国にけちをつけるとか、あるいは国にあれやれ、これやれと言うのは、提言というよりは言いわけという感じになってしまうと思うのです。

あと、書きぶりなのですが、意義から入るとこれも教科書だと思っただけです。やはり偏在の問題がありますね。そもそもなぜ偏在性の是正という議論が出てきているんですかねということ、このコンテキストに関して言えば、やはり法人二税に対する依存がすごく高いのが今の地方税体系で、果たしてこれでいいのということを問われると思うのです。例えば安定的な財源が必要なのは東京都だって同じことではないですか。リーマンショックがあって1兆円なくなってしまったわけですから、安定的な財源が必要なのは東京都も同じ課題なわけだし、グローバル競争に対応していけないのも東京都も課題を抱えているわけだから、法人二税に対する依存度は今のままでいいかどうか。ゼロにするとは言いません。ゼロにするとは言っているわけではないけれども、今のままでいいかどうかということはやはり問われると思うのです。バランスよくとりましょうという話ではないと思うのです。それがスタートラインだと思っただけです。

では安定的な財源ということは考えていかなければいけないので、ただ、偏在是正の問題を考えるときに、東京都はそうは言ってもいろいろな成長の核でもあるし、企業からの上がりもあるわけで、俺たちはそれに見合うだけの貢献もしているんだと。だから我々としては東京の成長を支えていく上においては、ある程度の法人二税の財源は必要なのだから、それをむやみやたらにとらないでくれと。そのかわり成長戦略ではありませんけれども、東京が成長することによって国税の収入も増えるわけですから、それによって我々は国の財政に対しても貢献するんだという、そのようなストーリーにしていかないと、ひたすら言いわけの話になるような気がしますということなんです。

ここの書きぶりは注意しないと、単に反発と白けを招いておしまいという気がするのですが、ここはかなり見せ方というか、ロジックの展開の仕方を見直された方がよろしいのではないのでしょうかというのが私のコメントです。

**【諸富小委員長】** ありがとうございます。ここは最も今年の答申の中での焦点となっている話題のテーマでもありますので、ここをどういうふうに書いていくかというのは確かに重要な論点です。

他の委員の皆様ございませんでしょうか。金井委員、どうぞ。

**【金井委員】** 15ページ以下の偏在是正の問題が第2章の一つのテーマだとすると、第1章のところであるべき地方税体系として偏在性について、余り偏っていない方がよいというふうに打ち出したならば、地方税体系というのは偏り、偏在性の少ないものでなければならぬということに論理的になる。そうすると偏在是正をするのはいいことではないかという話になりそうなわけで、そのときに偏在是正をするのはなぜだめなのかということを書いていかなければならない。あるいはドイツの財調の議論で言えば、どの程度まで偏在是正というか財調

が可能なのか、100%なのか、95%なのか、90%なのかという感じで、どの程度のアローアンスがあるのかという話を打ち出していないと、偏在是正を放置しますと言ってしまうと最初の1章の話と体系が合わなくなってしまう。それから、偏在性がない方がいいと言う場合、偏在性を生んでいるのは法人課税であるとするならば、ではなおさら法人課税は地方税でやめてしまうのが地方税体系としてあるべきことなのではないかと。ならば税源スワップをした方がいい。それは偏在是正という形ではなくて、税源スワップとしてやるべきでないのかという話に、これは多分、佐藤先生がおっしゃっているような方向性かもしれないのですが、そういう話になるかもしれないと思うのです。

以前の議論でも、偏在是正の基準がないという話がずっとあって、それで前回ちょっと言った話で、水準超経費の話でどの程度のものが可能なのかというのでデータを見ていくと、資料8になりますが、基本的には戦後、地方交付税制度が導入されてから水準超経費という指標が妥当なのかどうなのかというのは、次の段階で議論すべき点なので、そこはそこで残しておきたいと思いますが、バブルのころ著しく6%まで水準超経費が出た。簡単に言えば地方交付税で調整できない税源ではなくて財源の偏在性があったということで、これは一時的、例外的現象であったと言えば、またバブル崩壊のおかげで幸い1%台まで戻った。実際にその偏在是正が行われるようになったのは、余り景気回復したという実感がなくても、少なくとも偏在度が高まっていくかのような地財計画上の計算がされて、要は3%を超えるくらいになりそうだったというようなときに偏在是正を行っている。このような歴史的な相場観から言うと、3%に何の根拠があるのか知りませんが、3%くらいまではいいけれども、それを越えるといかがなものかというのが自治省財政局の一種の相場観だと。その相場観が妥当なのかどうかはともかくとして、まずこういう話になる。

いろいろやってきて、その後、偏在是正措置を行ったので2010年代になるともう一回、下がった。やれやれと思っていたら、また景気回復した実感がなくても、とにかくやたら偏在度が増している。これはひょっとしたら三位一体改革とか地方所得税とか地方消費税というようなものも偏在度があって、十分是正しきれていない話なのか、何が原因なのかわかりませんが、また3%に迫りそうだからこの是正をして、今2%ぐらいでおさまっているというのが実際上の状況であるということで、ここから先は価値判断の問題になりますけれども、現在2%ぐらいの税源レベルではなくて、財源レベルです。財調を入れた段階での財源の調整がし切れていないのが2%ぐらい残っているという水準だとすると、これをどう見るかということかなというのが率直な感想で、3%を超えたらやばいねというときだったら、まだ一応、以前の偏在是正措置が効いているから、逆に言えばこれを戻せば2.7%まで戻ってしまうということで危険水準に近づいているという言い方もできますし、3%も大き過ぎる、2%ぐらいだというふうになれば現状でも偏在度がどんどん上がってきている。要は財調で処理できない。地方税ではなくて財調では処理できていないという話で見れば、何らかの偏在是正措置がどこかの段階、それは交付税でやればいいという議論に対して、これは交付税でできないものを表現しているので、交付税ではできないものが残っている以上、税制でやるしかないということにならざるを得ないという水準なのかなというのが、長期的なデータを見て思ったというところであります。

このようなデータは、実は小西砂千夫先生が前に都税調でも提出していた。地方財政計画を策定しているのは総務省ですから、総務省もそれなりに理解していたであろう。だからある程度共通理解として、共通のインフォメーションとしてあり得るといふふうに考えると、この2%、3%あたりをどう見るのかなというのが一つの偏在問題に関する基準になるのかなという気がしました。

ただ、今、言った話はあくまで財調が終わった後の財源の偏在度の問題で、東京都側の主張のように、全部財政調整でやるべきだという話になると、交付税の総額を増やすべきだという話になる。交付税の総額を国からとってくるのか、自治体から差し出すのか、二つに一つなので、自治体から差し出すとなったら結局、偏在是正の話と同じことになるということですよ。国の側は、自分は金がないと思っている。本当はないのかどうか知り

ませんが。それは国自身が勝手に消費税率を引き上げなかったからだとすれば一番シンプルだと思いますが、当面は上げると言っているのですから頑張って上げてくださいということなのです。どちらからか、とってくるかという話になります。しかし、地方交付税で現実にできないときに分割基準とか、偏在是正という議論に、どうしても地方税の方に逆流して起きてくる。かつ、それが地方税体系から言うとおかしいのかというと、地方税体系において偏在性が低い方がいいというのであれば、それは決して悪いという話にはならないというときに、なぜ偏在是正はよくないのかということなのです。

それは財調も地方税でもらうのも同じなのだからいいではないかと一般財源主義に立たないで、地方税主義に立つのであれば、偏在是正すれば交付税なら何でもいと言えないとするならば、偏在性の低い地方税体系をつくらざるを得ないということにどうしてもなっていくと、偏在性の大きい法人関係税は国税にすべきだという結論になる。それは偏在是正ではなくて、そもそも地方税体系のあり方としてそう言わざるを得ない方向になるのではないかという気がする。

なかなかこれは余り言い出すとややこしいので、結論的に言うと、まだ水準超経費は2%ぐらいだから偏在是正はやらなくても大丈夫じゃないの。そのうちどうせ景気は悪くなる。2020オリンピックが終われば景気は破綻しますから、偏在是正しなくてもいずれ調整がつくので焦ることはないというのが私の個人的な結論であります。皆さんは多分そういうことは認めないと思うので、2%程度ならば過去の昭和40年代の水準とか、バブル直前の水準、バブル後の水準で比べてみると、まあまあこの程度なら許容範囲内ではないかというような感じではないかと思います。

ただ、このときには宮本先生がおっしゃったように、やはり疲弊しているんだと地方側が言ってくるときには、もう一回、偏在是正ないし交付税の総額を増やすという話を言うしかない。国税の総額を増やす。それは国が金がないからと言ったときに地方税、東京とかから巻き上げることができないのかという話は、別途、少子高齢化と別の財政需要の話で議論を立てていかなければならないのではないかと。つまり、どこからとってくるかにしても東京も余っているわけではない。2040年とかに向けて東京の方が介護難民を抱えるわけで、よっぽど深刻であって、多分、孤独死が乱発するエリアになるわけです。東京は、人がいないという問題ではなくて、いる人が死んで放置されるという社会なのですが、その危機はもっと大きいわけです。その需要の話を言っていかなければ地方の中で国税化して、もう一回、還付税ないし譲与税的に戻すからいいではないですかという議論には対抗できないかなという気がするのです。結論的にはとにかく2%ぐらいならまだ大丈夫ということくらいしか言えないのではないかという気がしています。

**【諸富小委員長】** ちょっと質問なのですが、そうすると点線は事業税の国税化を外した場合にまたこの点線に戻るということですね。ということは、それが言えない、危険になってしまう。

**【金井委員】** 2.7をどう読むかです。それはやはり戻せないというのを、このデータから読むことも十分可能だと思います。逆に言えば現行の暫定措置で2%台ぎりぎりを保っているから、とりあえずこの暫定措置で数年オリンピック後の景気崩壊まで待っていれば、いずれ大丈夫になると言うか、2.7だから大丈夫だと。この前のときも3%を超えそうになったから急に対処をとった。これは別に措置をとらなくても下がったということです。実は、景気が崩壊してくれたおかげで、どうせ10年に一回ぐらい恐慌が起きるのだから大丈夫だというふうに言えば、これは景気循環の話であって、一々目くじらを立てるべき数字ではない。この程度ならまだ偏在の問題として取り上げるものではなくて、むしろ個々の自治体の少子高齢化とか災害に対する需要の問題として考える問題であって、偏在問題ではないという話にするかです。

だから国の方から、都からとってくればいだろう、というのが財務省の議論なので、それは財務省も年金とか需要要因を抱えるわけだから、それはそのとおりだと思いますが、自治体の方で東京都が余っているから偏在是正だという話なのか、偏在度よりも需要の問題でちゃんと見ていくべきなのかという話はあるのではないかと。

それは小委員長の判断だと思えますけれども、この程度ならいいと言うか、やっぱりだめと。暫定措置を継続するというのとは一つの手だと思えます。

【諸富小委員長】 よくわかりました。ありがとうございます。

小林委員、どうぞ。

【小林委員】 今、金井委員から説明のあった点はすごく重要なポイントで、あと先ほどの高端委員の話とも絡むのですが、偏在性が拡大することが問題となり得る局面は2種類あって、一つは個人住民税の引上げであったり、地方消費税の引上げで地方税財源の拡充によって地方の税は増えるけれども、その後、交付税で調整され、しかし、不交付団体だけは調整されずに残るので、丸もうけのような状況になるということが問題とされる場面と、あとは今の話のように景気が上向いてくると法人課税の依存度の高いところで財源が増える形になりますので、それがもともと多いところであればその偏在性が拡大することになるのですけれども、前者と後者は全く性質が違って、前者は景気がよかろうと悪かろうと一旦、固定されてしまう話なのです。後者については景気循環によって変動していくので、いいときは偏在性が拡大するけれども、景気が悪くなれば、先ほどみたいな10年に一度のとか、オリンピック後に破綻するかどうかとまでは言いませんが、景気が当然いいときもあれば悪いときもあるので、これから景気が少しよくなって、それで偏在性が勝手に縮小していくという局面は訪れる可能性が大いにある話なので、いいときだけを捉えて、だから先ほどの高端委員の言葉を借りれば局面が変わった、状況が変わったので、偏在是正措置を新たに導入すべきだと言っていいのかなのです。

ただ、そういうものを二つに分けて景気循環に応じての偏在性の変化というものについては、特段の措置を講ずる必要はないと言うとすれば、前者の問題については偏在是正措置の導入を容認するような形になって、私はそれでいいのではないかと思うので、そこを容認すれば闘えるのではないかと思うのですが、東京都の今回の答申の主張というのは、基本的にはどちらもだめという話ですので、それは我々としてまさに税調の考え方として、この二つの局面をどちらも容認できないのか、それとも前者だけであれば容認できるのかというようなところをはっきりさせてくれた方が、答申としてはすっきり読めるなという気がするのです。というのが私の意見です。

それとの関連で言うと、18ページかな、もらっているものと若干ページが変わっている可能性もあるのですが、財政調整後の人口一人当たり一般財源で見ればというところが出てきますね。そこは単年度で見ればそうなのですが、時系列的に見た場合にもしこの偏在是正措置がなければ、東京都のような不交付団体が地方税が拡充されたときにぽこんと増えることになるのが見えるはずなので、それを時系列データを出さずに単年度だけで計算したものをベースにこのような議論をすることが果たして妥当かどうか。先ほど佐藤委員も言われたように、反論されたときに反論し返せるかという問題です。こんなことを言っているけれども、こういうふう考えたらどうなのと言われたときに、答申は基本、言いつ放しなので議論しませんけれども、反論されたときに答えられないような主張が載っているとすると、立派な答申とは言えないということになってしまうのではないかと思いますので、そこは検討すべきではないかと思えます。

今回、データが出ていませんので、補足資料とか附属資料の中にそれが出てきた上で出てくるのであれば、もう少し深い議論ができるかもしれませんけれども、出てこないとなると、ここには出してないけれども、計算すればこうなるよねという話になって、都は都合の悪いところだけ隠しているのではないかという主張を言われかねないと思えますので、そこはちゃんと考えるべきではないかと思えます。

【諸富小委員長】 データは本文とは別に後ろにつけて出すのですよね。今の小林委員が御指摘のデータを出すかどうかはわかりませんが、データ集のようなものはつけるのですね。

【工藤税制調査課長】 小委員会の方に添付させていただいた資料等ございますので、そのあたりを整理しながら、次の小委員会の方に御提示していきたいと思えます。

【諸富小委員長】 佐藤委員、どうぞ。

【佐藤委員】 余りここをくどくど言っても生産性がないのかもしれませんが、偏在性の問題は、都としてはこれは問題ではないんだというスタンスだと思うのですが、世の中的には問題だと思われていて、私がくどいのは問題の結果であって原因ではないと言っているだけなのですから、でも問題視されているのは事実であって、では東京都として何を提案するかだと思うのです。だからくどいようですが、東京都にとっても安定的で、地方から見れば偏在性がない。先ほど金井委員がおっしゃったように二つやり方があるわけです。税源を偏在性なく安定的にするか、不安定で偏在性のある税源でアドホックに東京都とかから金をとって地方にばらまくかという二つのやり方があるわけで、もし真の地方分権であるとかそういったものを目指すのであれば、本来やるべきは前者の方であって、国がアドホックに関与するような形での地域間再分配をするのは、それを伴うのはよくないよねと。であれば安定的で偏在性のない地方税体系を構築して、具体的には地方消費税の充実と法人二税への依存の抑制だと思うのです。だからくどいようですが、ゼロにしろと言っているわけではないけれども、今の依存度でいいんですかという議論は当然出てくるはずだと思うのです。そこを提案型にしていかないと、いつまでたっても議論が前に進まないような気がします。

細かいことを二点だけ。分割基準なのですが、取り上げ方としては悪くないと思うのですが、19ページの3ポツ目のところで、行政サービスの受益と法人の事業活動の対応関係で、そもそも分割基準にそんな対応関係を求めること自体に無理があって、法人二税はそもそもは源泉主義課税で、先ほどの言葉を使えば生産に対する課税なわけですから、生産された場所で税をとるのが原則なのです。それが受益に対応しているかどうかは知らないけれども、であればそもそも源泉地、生産拠点での課税に即しているかどうか。再分配の財政調整の手段なのかというところが当然そうではないわけです。東京都で生産活動があるのに、生産活動のない北海道に例えば移転するというのであれば、それは源泉地主義に反する。これはOECD的な考え方をすれば、生産拠点における課税というのが基本的にはOECDガイドラインですから、そこに準拠するのであれば、その原則をむしろ出した方がいい気がするのです。受益だと言っても、その議論ではなくて、生産地での課税にどこまで即せるかどうかという、それがポイントのはず。でないと受益の大きさを出せよという話になってしまいます。

それから、14ページの一番最後のポツで、域外の通勤者に対しても間接的な負担を求めると言うのですが、こういうものは地方財政のテキストでは租税輸出と言うのです。余りいいことではないのですが、域外からの通勤者が来れば商業地が盛り上がりますので、そこから地価が上がって固定資産税もとれているわけだし、まかりなりにも地方消費税もとれているので、一応、何らかのリターンは得ているはずなのです。東京都は別に法人二税を使わなくたって、商業地域の地価が上がりますからね。あるいは売上げも伸びますので、なので別に法人二税を特出しして、これが域外の通勤者に対する間接的な負担になっているのかどうかと言われると、すること自体が果たして望ましいのかということと、法人二税でなくたって他の税金を使って既に東京都はそれを享受しているはずという、そういう議論も出てきますよという、これもある種、返り血みたいなもので言えば言い返されるロジックだと思うということです。

【諸富小委員長】 御指摘ありがとうございます。

他の委員の皆様ありますか。野口委員、お願いします。

【野口委員】 先生方が専門的な意見を述べられている中、これまたとても素人的な話で恐縮なのですが、私はけんかを売るのは嫌いではないですけども、売るときには自分が正しくて相手が間違っているということを整理して多分言わないと勝てないのだと思います。ですので、今の15ページ以下の文章は、自身の主張の正当化と、相手の主張の誤りの指摘とが、まざっている印象を受けます。東京都としては何が正しいと考えるのかについて、これまでの議論の中で共有されていた部分があるのではないかと思いますので、そこを前後で整理するともっとつけ加えた方がよいというところが見えてくるのかなと。そんな感じがいたしました。

以上です。



【諸富小委員長】 ありがとうございます。

そうしましたら、そろそろ時間ですのでこのパートについての議論は。

【池上会長】 一言だけ、皆様からいただいた御意見について。一つは口調についての御意見がかなりございまして、調査会の意見というよりは東京都の側からの発言に見える語り方になっていることです。

それから、いろいろ実質的な点についての御意見がございまして、偏在是正に対する具体策です。もちろん先ほど私が申しあげましたように、国税自身を充実させて地方交付税に回すやり方もあれば、地方消費税あるいは事業税の外形標準課税をどういう形で充実させていくかということもあるかと思えます。そういった点も含めてここはまとめられる方が、より積極的な意味を持つと思いました。

それから、通勤者課税については、これはいわゆる通勤者・タックスというものです。これも前期もしくは前々期だったと思えますけれども、委員からの意見を容れて追加して答申の中に入れたところなんです。そういうところがあるということもつけ加えさせていただきます。

全体として今いただいた意見をどこまで取り入れるか、今の段階でどこまで取り入れられるかわからないのですが、少し検討させていただきたいと思えます。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

では、次に事務局より、「Ⅲ 環境関連税制」について説明をお願いいたします。

【工藤税制調査課長】 それでは、第Ⅲ部の環境関連税制について説明いたします。

こちらは1から3までの項立てとなっております。

まず「1 グリーン化に向けた取組」でございますけれども、こちらこれまでの答申を踏まえたものとして、世界的な環境意識の高まり、環境保全への取組が新たな成長への道筋とし、税制の一つの基軸に環境を据え、税制のグリーン化を推進していくことが不可欠としております。

次に2ですが、こちら具体的なものの一つとして「地球温暖化対策のための税」の将来像についてでございます。

こちら先日の分科会報告を踏まえたものとなっております、全体で7ページとなっております。石油石炭税に上乗せする温対税について現状と課題を整理した上で、諸外国の例を参考にしつつ、具体的な仕組みなどについて提案しております。

内容としましては、人々の行動や投資を低炭素に転換させるためにも、温対税について中長期的な税率の引上げと、その道筋を示すべきとし、増収分については幅広い人に柔軟に活用できるよう一般財源化。国と地方の配分、また、税率引上げの際には国際競争力への懸念や家計への負担増加への配慮措置、政策決定過程の協議の重要性などについて述べております。

最後に三つ目、自動車関連税のあり方についてでございます。こちら中長期的な視点を含めた課題や提案を記載しており、こちらはもう少し多くて9ページに及んでおります。画面の方を御覧いただきたいのですが、画面に表示しました、こちら41ページになりますが、持続可能な社会の発展を実現するため、車体課税については環境関連税制と位置づけていくことが効果的とし、取得段階における環境性能割に続き、保有段階においてもCO2排出量の要素を取り入れるべきとしております。

次のページのところでは、自動車関連税収が今後20年間で大幅に減少しているというところを踏まえ、その充実確保が重大な課題というふうに捉えております。

最後に43ページのところになるのですが、これはその更に先の検討課題として、電気自動車の普及や自動車の保有形態、価値基準が変化していくことを見据えまして、グリーン化と税収確保の両面から税制を検討していくべきとしております。その例として44ページの最後のポツになりますが、車体重量、走行距離といったものを課税標準とすることや、政策と連携した税制度を考えていくことも重要な観点ではないかとして

おります。

説明は以上になりますが、また宮本先生から御意見をいただいておりますので、こちらを御紹介したいと思っております。画面を御覧ください。前段は先ほど申し上げたのですが、後段の方になってまいります。読み上げます。

異常気象や地震が続き、日本各地で大きな被害が出ている。グリーン化税制で電気自動車の普及が進み、バッテリーを予備電源として使用できるようになることを考えれば、電気自動車等への移行は「災害社会への対応」にもなる。

東京の都市基盤も災害に対しては脆弱であり、自動車関連税のグリーン化による税収を単にこれまでのように道路損傷負担金、環境損傷負担金という税の理論だけで見るとはなくて、災害対策または災害による生活基盤瓦解への対策財源として使うという観点から見る議論があってもよい。

いずれにせよ、自動車は所有から利用への流れはとまらない。この実態を踏まえた税の仕組みづくり、社会インフラづくりが今後必要とされていく。

以上でございます。

**【諸富小委員長】** ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明について委員の皆様から御質問、御意見をいただきたいと思っております。どなたからでも、よろしく願いいたします。

沼尾委員、よろしくお願ひします。

**【沼尾委員】** 今の宮本委員の御指摘とも関わるのですけれども、環境関連税制という見出しでグリーン化に向けた取組という書きぶりになっているのですが、つまり税制のグリーン化というときに税制のどこの部分を指すのかという話があって、例えば環境関連税制等のグリーン化みたいな言い方と、税制全体のグリーン化みたいな話が例えば環境省の文言でも使い分けがされていて、よくそのグリーンな経済システムという言い方がされて、そのところは取組の意義のところ、例えば温室効果ガスの削減ですとか、温暖化対策という話が出ているのだけれども、必ずしもそういう話だけでもないだろうと。

今の災害対応みたいなのも含めて、環境というところに対して税制で働きかけるというときに、ここで取り上げる税制のグリーン化の範囲をどういうふう整理して、今回あえて温暖化対策と自動車ということを行っているのか、あるいはそれ以外のところについても、ここでもこれまで議論されてきていましたけれども、これからの東京というのを捉えたときに、東京が本当に住みやすく選ばれる都市として成り立っていくための基盤整備って何で、そのための環境を整えるための税制をどう考えるかというところまでどう見据えるかという議論もあったと思うので、そのあたり含めて環境関連税制とグリーン化ということの位置づけをどう整理するのかという観点から、もう少し見直しがされていいのかなという印象を持ちました。

以上でございます。

**【諸富小委員長】** ありがとうございます。

佐藤委員、お願ひします。

**【佐藤委員】** 私も今の沼尾委員の御指摘と実は同じようなことを考えていたのですけれども、環境税という話と自動車税という話はオーバーラップするところと外れているところがあって、どちらを軸にするのかなど。何を言っているかという、制度として見れば東京都に関わる税は確かに車体課税なのですが、環境税の範疇に入るのはエネルギー課税もありますし、ガソリン税とかも入ってくるわけなので、もし税制のグリーン化ということであれば車体課税にこだわるのではなくて、その車体の利用、つまり具体的にはガソリンや軽油、ディーゼルとかに対する課税を強化するというやり方も多分あるはず。ただ、ガソリン税は国税じゃんと言えそうだけれども、だけれども、税収はレベニューシェアリングすればいいだけと言われればそうなので、つくり方としては地方消費税みたいなものですね。なので、本当は税制のグリーン化というのはもっと大きな話をしてい

るのではないですかというのが一つあると思うのです。

それから、今、別の役所でもこの種の議論をするのですけれども、社会は今、保有から利用の段階に移り始めているので、ライドシェアリングなんか典型例ですが、要するに今の若い人は車を持たないので、でもレンタルすればいいし、あるいはカーシェアすればいいので、となってくると持っていることに対して課税をするのか、利用をした段階で課税をするのか、これもちょっと考えなければいけないことで、持っていてガレージにしまっているのであれば、別にそれは燃費が悪くたって環境には悪くないわけです。だって使っていないじゃん。むしろ利用した段階でCO<sub>2</sub>は出るわけですから、では利用段階に対する課税というのはもう少し強化して、具体的にはガソリン税とかの比重を上げていったらという、これもエコだし、税収の一部は東京都ももらえる、地方ももらえるのであれば別に財源も確保できますよという、そういうロジックもあるのかなと。

あと、これも私はあちこちで言っているのですが、せっかく東京都なので、道路料金をもう少しちゃんととりませんかというのを、ロンドン並みにと言うとあれですが、混雑緩和という目的、環境というのは混雑という意味での環境整備ですけれども、混雑の緩和という意味での環境保全ですが、せっかく今、ICT技術も普及しているわけですので、もう少しハイテクな技術、税金のとり方とか料金のとり方というのを考えていいのかもしれない。そういう時期に来ているかも。あと、ロードフィーであれば東京都はとれると思うので、そういったものは中長期的な視点で考えてみるというのもいいかなと思うのです。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

利用課税の場合、燃料課税になるのですかね。それ以外の方法、所有からシェアに。

【佐藤委員】 それはひたすら道路から料金をとるということです。

【諸富小委員長】 なるほど。今、最後におっしゃったポイントですね。

他の先生方いらっしゃいますでしょうか。

【池上会長】 意見というわけではないのですが、今、佐藤委員からお話があった、いわゆる混雑料金というのは、以前、かなり前ですが、東京都で検討していました。あれは真面目に検討していたはずなのですが、検討の結果どうということになったのでしょうか。今、何かわかりますか。

【副島税制部長】 あれは平成12年度、ホテル税、今の宿泊税と同時に出したもので、大型ディーゼル車高速道路利用税というものがありまして、要は東京を通過していく大型ディーゼルのトラックに課税をしますということだったのですが、あれは当時かなり真面目に検討をしたのですが、要はどのポイントで捕まえるかというのが非常に難しく、当時まだICT技術、今、出ていましたけれども、全然進んでいなくて、そもそも発想としては都県境に入ったところ、出たところ、いずれかのポイントで課税するということなのですが、では途中でおりたものはどうするかですとか、そこを全て捉えることができるかとか、そういう検討をしまして、その結果、技術的に難しいということでその当時、平成12年から平成14年ぐらいまで検討しておったのですが、それはとりあえずやらないという形で決着というところまでいったかどうかは定かではないのですが、話としては一旦、終わっています。

【佐藤委員】 それはわかるのですが、普通、教科書でも道路って料金とれないよね、だから公共財なんだよねという言い方をしますが、世の中は変わったもので、今、技術の進歩ということを見ると、不可能ではないというのと、もう一つは料金をとるという目的だけではなくて、運転している人たちに、今ここの道路は混雑していますよとか、こっちに回った方がいいですよとか、そういう情報提供にもつながるわけです。だから道路利用のサービス向上という観点からも有益ということは、単に料金をとるだけの問題ではなくて、そういった点では非常に利用者にとっても受益は確かにある。だから別にここで考えるというわけではないのですが、頭の体操として考える時期に来ているのではないかと思うのです。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

小林委員、どうぞ。

【小林委員】 どういう切り口で整理するかということによってくるかなと思うのですが、例えば温暖化問題を前面に出した場合は、そこで温対税が出てきて、あるいは自動車関連の排出のところから自動車関連税が出てきて、あるいはそれだけでなくエネルギーの問題が出てきてという話になっていきますし、一方で自動車の外部費用という話になったときに、自動車は私はよく外部性の塊と言うのですが、いろいろな外部性がある、大きく分けると燃料関係の外部費用というのと、走行関係の外部費用に分かれるわけです。それぞれにどう対応するかという話が出てきて、走行関係の外部費用には走行距離に対する課税、料金で対応できるというのだけれども、それが現実的には難しかったので今までなされてこなかったけれども、まさに技術の進歩でやろうと思えばできるような段階に来つつあるという話なので、真面目に考える意義が出てくるという話になるのですけれども、ただ、今回そこまでの話は小委員会の中でしていないので、なので今回、環境関連税制というタイトルにして温対税と自動車、代表的な論点として二つ挙げるという構成に私は特に違和感がなかったので、構成としてはこのままでいいのではないかとというのが私の感想というか、意見ですけれども、他の論点を入れようとした場合、かなりドラスティックにこの内容をつくり変えなければいけなくなってきて、そこまでの議論をしていないという意味で大きく変えなくていいのではないかと思います。

【諸富小委員長】 吉村委員、どうぞ。

【吉村委員】 先ほど申し上げようと思ったのは、まさに既に御指摘があるところですが、今回、保有に対する課税というのはかなり切り込まれるだろうという前提がありますので、そのかわりに何を地方として求めていくのかというのは考える必要があるのだろうなと思いました。一つはもちろん先ほどお話があったように走行というか、実際にアメリカとか、オランダは実験したのですかね。わかりませんが、そういった走行税に関するような実験というのがありますし、保有がなくなった分どうするかというのは考える必要があるかなと思っています。

【諸富小委員長】 それは保有課税が長期的にはということですか。ライドシェアとか。

【吉村委員】 そうですね。こちらで示されているような中長期的な視点となりますけれども、先ほども小林委員から御指摘がありましたが、車体の運行というものに対して地方自治体がどのようにかかわっていくのかというところで、課税根拠みたいなものを出していかざるを得ないのだと思っています。

【諸富小委員長】 そうすると、それもかなりドラスティックな、つまり何税でという場合に地方税なのかということを見ると、所有でかけているものを失っていくと、そこを国税である燃料課税で直ちには代替できないので、リストラクチャリングみたいな話になってきますよね。ありがとうございます。

他の先生方よろしいでしょうか。

【池上会長】 小林委員からお話しいただいたとおり、先ほど言われた混雑料金のように、余りここで議論していないものを突然答申に入れるわけにはいかないのです。発言は議事録に残りますので、今期の調査会は3年任期ですから、次年度以降にその視点もどれだけ検討できるかわかりませんが、できれば議論をさせていただければと思っております。

それから、今ありました走行量に対する課税、あるいはそれを代替する形のいわゆる燃料課税という考え方もありますので、そこも含めて次年度以降、議論できればと思います。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

金井委員、どうぞ。

【金井委員】 とにかくグリーン化に向けたと言う割には、余りグリーン化について触れていない。自動車をやるには自動車課税全体も触れていないというので、何となく1のところでもう少し何かグリーンに向けていろいろなことを、他の税制でもやるとかいうのをちゃんと書き加えておかないと、格好が悪いという気がします。

森林環境税の話も決まってしまったからみんな諦めた状態になっていますけれども、もう少しちゃんと議論した方がいいような気がしますし、それ以外のさまざまな全ての税制にグリーン化について見直す論点はちゃんとあるというくらい言っておかないと、法人課税も含めて何か言っておかないと、何を言っているのだからよくわからない話で、どちらから言っても何も言っていない話になって、ちょっと格好悪い。

三つ目は、とられてしまうから何かとりましょうという話は、財源調達としてこれは極めて重要な話なのですが、これはそれで自動車からとれなくなりそうで困ったという話で、全然グリーン化と関係ないですね。金が欲しいという話ですからね。それはそれで別途、重要な話だけれども、何かどこから切り込んでうまく到達していないという感じがする。あとこれは税制ではないですが、せっかく排出権取引とかやっているのだから、もう少しそこでの金額は税とは言いませんけれども、一応、何か頑張っているんだからという、もう少し都自体でやったことを踏まえた上で、更に走行課税的な、都ではできない話も含めてやらなければいけないことがある。ついでお金もないしというのを言っておいて何か寄越せ。そうでなければ俺たち道路プライシングでとるぞというくらい言えば、何となく話は、つまりくれないのだったら自分で課すぞとくらい言えば少しは迫力が出るかもしれません。これだと何だかよくわからない話になっていて、発想が20世紀ですね。

**【諸富小委員長】** ありがとうございます。

他にございませんか。大丈夫ですか。会長とともにいただいた御意見については一旦、引き取らせていただいて、もう一回、次回へ回させていたいただきたいと思います。ありがとうございました。

そうしましたら、最後のパートになります。「IV 地方財政調整制度等における諸課題」と「V 都市と地方の共存共栄」について御説明をお願いいたします。

**【高瀬税制調査担当課長】** それでは、答申（素案）のIVの御説明をさせていただきます。

45ページから始まる「1 地方財政調整制度」の（1）地方財政調整の意義及び（2）地方交付税制度につきましては、昨年度の答申における交付税制度の整理を踏襲しております。

次に47ページでございますが、「基準財政需要額の算定に係る課題」について述べています。

最初のポツで、特別区を含む都の財源超過額について触れた上で、続く二つ目のポツで、しかし、基準財政需要額は、限られた地方交付税の総額を全国の自治体に配分するための理論値であり、国の基準を超えて行う地方自治体独自の取組に係る支出は算定に含まれていないなど、サービスの実態をあらわすものではないとしています。

続く三つ目のポツの後段では、地方交付税算定上の財源超過額は、地方自治体の財政需要が適切に反映されておらず、実態とかけ離れた数字であり、不交付団体の財源余剰額をあらわすものではないとしています。

続きまして78ページでは、「不合理な措置の是正に向けて」と題し、一つ目のポツで、平成30年度税改での地方消費税の生産基準見直しや、不交付団体の財源超過額増加を理由とした地方法人課税における新たな偏在是正措置の動きについて触れ、これは地方の安定的な財源確保に向けて果たすべき国の責任と役割を曖昧にし、地方財政の問題は地方間で調整するべきとの考え方をますます助長するものであるとしています。

続く二つ目のポツの後段でございますが、地方法人課税や地方消費税などの地方税制度を地方自治体間の財政調整の手段として用いることは、応益原則に反する。そのような措置は税体系を崩しかねず、結果として税の信頼を失わせるとしており、続く最後のポツでは、地方交付税制度の充実を図るべきであると結んでいます。

次に49ページから始まる「2 地方自治体の基金」について御説明します。

（1）地方自治体の基金の現状の二つ目のポツでは、地方自治体の基金残高の増加要因について、将来の歳入減少または歳出増加への備えが大部分を占めている。そして、その財源は主に行財政改革や経費節減等により捻出した額により確保されている。また、今後3年から5年程度の中期的な基金残高の増減見込みについては、約2万3000基金のうち約7,500基金が減少するとされており、増減見込み額を合算すると約2兆6000

億円の減となる見込みであるとしています。

続きまして50ページの(2)長期的視野を持った財政運営の必要性の二つ目のポツでございますが、基金残高の増加は、各地方自治体における年度間調整の取組のあらわれであり、その自主的な判断に基づく健全な財政運営の結果として尊重されるべきであるとしています。

また、51ページの一つ目のポツでございますが、地方自治体の説明責任について触れ、地方自治体は基金設置に係る条例の制定や毎年度の議会における予算・決算の審議、監査委員による審査、国への報告等を経る中で説明責任を果たしているとしております。

締めくくりのポツの前段でございますが、地方全体としての基金の残高が増加しているとの表面的な事象を捉えて、地方財政に余裕があるかのような議論や地方の財源を削減するような議論は、いずれも合理的な理由や根拠がないとしております。

次に52ページから始まる「3 東京における財政需要」について御説明します。このパートでは、(1)地方自治体の果たす役割と東京の特殊性において、総論として東京は首都機能を担い、日本経済のエンジンの役割を果たす独自の責務を負っており、大都市特有の膨大な財政需要を抱えていることを述べた上で、(2)東京が抱える主な財政需要において「社会保障関係費」「社会資本ストックの維持・更新経費」「防災に係る経費」「東京2020大会の成功に向けた取組に係る経費」に分けて、各分野における経費増加の見通しを述べております。

56ページの(3)財政需要に応じた地方税財源の拡充では、その最初のポツで、東京における主な財政需要として、社会保障関係費、社会資本ストックの維持・更新経費、防災に係る経費を合計すると、現行の水準と比較して今後25年間、毎年平均で約6,100億円、最大で約9800億円増加すると予想されている。さらに平成32年度まで東京2020大会の成功に向けた取組で約1兆4100億円が必要となり、今後25年間の経費の増加額の累計は約15.2兆円と、膨大な財政需要が発生する見込みであるとしています。

それでは、答申(素案)のV、最終章の御説明をさせていただきます。

57ページの最初のポツでございますが、その後段で、一国の競争力は、国際的な都市間競争に打ち勝てる都市を持ち、その都市の成長を揺るぎないものにできるかどうかにかかっている。日本が今後も持続的な成長の軌道を描いていくためには、都市への戦略的な投資が欠かせないとしています。

58ページの最初のポツでございますが、この現状認識を踏まえ、そのためには東京の国際競争力の一層の向上に向けた施策のあり方につき、引き続き検討をしていくこと。そして、地方分権の発展に向け、国から地方への権限移譲に対応した税源移譲実現の可能性も含め、地方の役割に見合った税財源の拡充を検討し、実現していくことが極めて重要であるとしています。

そして、答申最後の締めくくりでございますが、我が国が直面する国際環境やさまざまな政策課題に国と地方自治体、都市と地方が総力を挙げて取り組み、それぞれの独自性を生かした「多様で魅力的な地域」、都市と地方が共存共栄する「共に支え合う関係」をつくり出すことによって、今後も力強く、持続的に成長・発展していく日本を実現することこそ、税制改革の目指すべき方向であると結んでいます。

私からの説明は以上でございます。

**【諸富小委員長】** ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明について委員の皆様から御質問、御意見をいただきたいと思っております。

佐藤委員、お願いします。

**【佐藤委員】** まず一つ、財政調整の話なのですが、一つのやり方としては地方交付税の原資をふやして、もう少し財政調整とか財源保障機能を拡充せよというのはわかるのですが、そのときに一方では地方固有の財源とおっしゃっているのだから、では仮に地方交付税の原資を増やすのであれば、増税せざるを得ないわけです。つまり法定原資を上げるということです。

そのときに法定率を上げると言われたら、財務省的には無理です。国だってお金がないときにどうやってやるのと。そうしたら増税するしかないはずなのです。例えば消費税とは言わないから、ここは所得税かもしれないので、だったらその増税に対して地方も責任を持ちませんか。だってこれは交付税のための増税でしょう。

交付税の最大の問題点は、もらうときは地方固有の財源と言っておいて、その財源を調達するときには国税に隠れてしまっているわけです。我々は所得税の3.2%が交付税だなんて誰も知らないわけです。だから、地方交付税の原資を充実させるんだというのは、それはそれで一つの考え方です。それが偏在是正に対する一つの代案になり得るからなのですけれども、だったらそれに伴う原資に対する増税についても、東京都も含めて地方はちゃんと説明責任を果たしてください。そのぐらいのことを言わないと、国に言いつ放しですねというので多分終わりだと思います。

あと、基金の話なのですけれども、税調で基金の話をする心は何だろうと。言ってもいいのです。私はこれは重要な問題だと思うので。ただ、基金の話を言う心は何だろうというのと、この基金の問題はいろいろ言っていますが、要するに一つは交付税に対する将来不安が交付団体の間であって、それは財政力の乏しい交付団体の間でさえ基金の増加につながっているわけです。

東京都について言うと、今、景気がいいから税収が順調なので使う以上に物が集まるから、将来の税収減に備えて財調とか積んでいるわけなので、裏にあるのは、基金がなぜ積み上がっているかというのは、これも問題の原因ではなくて問題の結果。一つは交付税に対する将来不安と、都は都で将来の法人二税に対する将来不安です。つまりまたリーマンショックみたいなことが起きると嫌だから。なので、積み重なっている基金は計画的にこれに使うんだという明確な目的があるというよりは、都市、地方ともに何らかの将来不安を反映させているというふうに解釈の方が素直なのです。

だから一生懸命、長期的な視野を持って財政運営なんて言っているけれども、多分そんな視野を持って基金をためていないはずなのです。だって、あったらどう使うかって言えるではないですか。前から何回聞いても、基金の使い道、基金の名前ですらわからなかったのだから。要するに基金の使い道なんて本当は誰も知らないわけです。オリンピックを除けば。なので、ぶっちゃけ将来不安で何となくためています、家計が何となく貯金しているのと同じノリです。そういう問題点があるんだということは素直に書いた方がいいのではないですか。

それから、これも同じことなのですが、財政需要のところなのですけれども、何度も言いますが、これはお金が増えるところだけ幾ら言っても説得力がなくて、例えば少子化が進めば今かかっている保育に対する費用とか下がっていくはずだし、公務員の数が減れば人件費も減るわけなのです。なので増える需要を一生懸命言って、減る需要のところを何も言わない。もちろん税収だったら伸びるわけではないですか。だとしたら、もし法人二税をめでたく抱え込めば、素晴らしいことに成長すれば伸びるわけです。

なので税収についても何も言わない。長期財政試算がないので、つまりこれからどれくらい税収が伸びるのか、これからどれくらいトータルで、社会保障やインフラの更新だけではなくて全体としてどれくらい支出が伸びるのかという、その見通しなしにして東京における財政需要云々と言っても説得力がない。自分たちに都合のいいところだけピックアップして、僕たちこんなにお金がかかるんですと言っているだけでしょうと言われておしまいだと思うのです。

だから、ちょっとこの議論をするには、実は事実として社会保障が増える、事実として更新投資が多い。これはいいと思うのです。だけれども、それをもって解釈として僕たちこんなにお金がかかるという言い方はできないと思うのです。なぜか。長期試算がないから。これは財務局が悪いので主税局の責任ではないのですけれども、ここの基金のところと財政需要のところは、このままいくと余り説得力はない気がする。外部発信するとき、外に向けて言うときに説得力がないかなという気がするのですが。

【諸富小委員長】 他の委員の皆様ございますか。沼尾委員、どうぞ。

【沼尾委員】 最後の57、58ページのところで、都市と地方の共存共栄というタイトルになっているのですが、これはやはり最初のポツを見ると、一国の競争力は都市間競争に打ち勝てる都市を持って、その都市の成長を揺るぎないものにできるかどうかにかかっているみたいな書きぶりになっていて、確かに都市の戦略的な投資は欠かせないかもしれませんが、他方でエネルギーだとか食料というものをこれだけ地方に頼っているという、もちろん海外もありますが、現状もある中で、今日の最初の宮本委員の御指摘にも関わるところなのですけれども、都市と地方がそれぞれの役割を果たしながら一体的に持続可能な社会というものをつくっていくためにどう考えていくか。そういったことに対して、例えば東京都がこれまで地方圏に対してどういう取組をしてきているのかとか、もう少しそういうことを掲げていくこともあっていいのではないかと。

例えば今年は災害が多いですけれども、東京都は多くの職員を被災地に派遣されるなど、いろいろな支援もされていますし、インフラ整備も含めて東京が一定の整備をするということが、地方との共存共栄につながっているのだというあたりも含めて、一体的に取り組んでいくための東京の実績と役割をもう少ししっかり打ち出していくことが大事なのではないかという印象を持ちました。

それから、前段にオリンピック関連の財政需要の話が出てきていて、私は昨年度も申し上げているのですけれども、なぜ東京都は宿泊税の引上げをしないのかということです。毎回申し上げるのですけれども、結局このような形で税制改正が望ましいということもあるのだけれども、もし応益負担ということを言うのであれば、これだけ国外から来られた方が東京のインフラや行政サービスを使っていて、それに対する応分の負担というものをもっとしっかり求めていくという考え方も当然あっていい。それが例えば税がもう少し上がることで東京に来なくなるということではないように思うのです。そういったところも含めてこの書き方だと、これだけの例えばオリンピックでの財政需要があるからもう少し税制改正しろというふうに一方向的に言っているようなところが大変気になりました。というようなところの書きぶりをもう少し工夫していただければと思います。

以上です。

【諸富小委員長】 小林委員、どうぞ。

【小林委員】 最後のページに税源移譲という言葉が出てくるので、そこは聞いておきたいと思うのですが、私は前回、税源移譲は求めるべきではないという発言をしたときに、池上会長から、三位一体改革のときのような税源移譲を意味しているわけではないということをしたしかおっしゃられたと思うのですが、であればここに書いてある税源移譲とは何を意味するのかということをしきんと書いておくべきなのではないかと。でないとならぬ誤解を生むのではないかと気がするのですが、いかがでしょうか。

あと、この答申の最初が地方の真の自立に向けた分権改革と、真の地方自治とはと言ってスタートしておいて、財源が必要だとすれば、その財源の必要性というのは地方によって違うわけですから、あるいは必要だからといって増やすのか、あるいは支出を抑えるのかということも地方の裁量でやっていくのが分権システムだと思いますので、だとするとそこで求めるべきは税源移譲ではなくて、課税自主権は既にある程度あるわけですから、それを活用して各自治体が必要に応じて財源を確保していくというのが真の地方自治ではないかと思っておりますので、真の地方自治という形でスタートして税源移譲を求める形で締めくくるとするのは、何とも気持ちの悪い答申だなと思うのですが、いかがでしょうか。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

税源移譲の点について会長から。

【池上会長】 今、小林委員が言われたとおり、前の小委員会ときに私も申し上げたとおり、現状において国の税率、何らかの税率を下げて地方税に持ってくるという意味での税源移譲を求めるということではないだろうと思っております。

地方分権、先ほどから地方分権というもの非常に教科書的で、中身がどうかという議論はいろいろあるわけで



す。地方分権をこれからどうするのかよくわからないところがあって、都税調で地方分権を決めるわけでもないのです。ここでは、地方分権という考え方がより進んでいくとすればという限定つきの書き方になっていると思っています。それは地方分権の発展というのは、要するに権限移譲あるいは事務移譲ということになると思いますので、その場合に税源移譲実現の可能性も含め、ということですので、現状において税源移譲しなければいけないという書き方ではありません。ここについてはそういう意味です。

地方交付税の原資について先ほど私も発言しましたが、確かにこの答申案の素案においては法定率の引上げという言葉だけが書いてあります。ただし、星野委員からもお話がございましたとおり、もともと増税が必要ではないかということについて、私もそのように思っていると申し上げましたし、その表現を考えさせていただきます。

それから、小委員会では、全体としての長期的な財政収支の試算が示されていないことについて、財政需要でこういうものがあると言うだけでは説得力が弱いではないか、と指摘されてきました。それはそのとおりですが、長期試算がないと何も言えないということにはならないと思います。むしろここで東京の財政需要を強調しているのは、特に東京の首都機能といいますか、政治的にも経済的にも東京が非常に大きな役割を日本の中で占めているとき、こういう問題が財政需要として発生してくるということを強調することが、例えば先ほどから出ております税源偏在の議論に対する反論の一部にもなるだろう。そういうことでここに書くことに意味もございますので、こういう表現を、説得力云々はともかくとして、残させていただきたいと私は考えております。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

金井委員、どうぞ。

【金井委員】 最後のところで、税源移譲かどうかはともかくとして、消費税率を10%に上げれば交付税の原資は増えるわけです。要は増税するということは結果的に交付税を増やすということは、法定率の変更ではなくてもちゃんと税・社会保障一体改革を真面目にやるということ自体は非常に重要だし、そのときの取り分が少なかったのではないかと。それは税源移譲ですね。地方消費税の部分。そういうことは十分あり得るのではないかと考えています。

それ以外の観点で言えば、一つはオリンピックを財源需要として主張するというのは理解できない。東京都がやりたいから勝手に手を挙げただけであって、勝手に手を挙げておいて金がかかるといのは全然理屈にならない、話にならないというのが正直であります。だから結果的に沼尾先生がおっしゃったように自分で調達しろと。ホテル税とか外人観光客税とかチケットをばか高く売るとか。放映料はとれないか。とにかく自分で稼ぐべきであって、これこそやらなくていいものに勝手に手を挙げておいて、金を寄越せといのは全く論外であって、これはちょっと納得できないです。こういう表現は。

もう一つ、最後の共存共栄の話なのですが、沼尾先生がおっしゃったような役割の違いで相互に支え合っているという理屈立てをするのは一つの方法だと思いますが、これはかなりケチな論理です。つまり、金を出したくないからお互い助け合っていますよというきれいごとを言うわけですが、本来、偏在是正の話とセットで言えば、東京に投資して、東京はがばっと稼ぐのを何で地方の人が納得するかというのは、それは回り回って偏在是正がみんなのためになるからですと言えば理屈は成り立つと思うのです。だから東京に投資をとりあえず最初はさせてくれと。それでがばっともうかる。その上がりは偏在是正としてみんなに均てんしますと言えばいいのです。ところが、前半で偏在是正はしたくない、投資は寄越せという、それで共存共栄って何を言っているんだという話です。あえて言えば沼尾先生が言うように、お互いに食料とか何かきれいごとを言うしかないという話になりますけれども、それは財政とか税制の論理ではない。財政や税制は金目の話なので、ちゃんと金目で偏在是正はちゃんとやるんだと。ただし、偏在是正をやるための原資は東京で稼がなければならないのだから投資くらいさせてくれよというふうな筋で持っていけないと、やらざるぶったくりの議論でちょっとどうかだと

いうのはあります。

もう一つは、これは会長とか小委員長の高度な政治判断なのかもしれないのですが、何でもふるさと納税について一言も触れないのかというのがやや違和感を持ちます。やめてくれというのは23区の基本的なスタンスですよ。ふるさと納税を全く論じなくていいのかです。あれは偏在是正になっているのか何かよくわからない怪しいネットショッピングですけども、世間の批判は、そんなに東京がもらいたいのだったら、おまえたちも返礼品出せよという議論ですね。それだったらオリンピックのチケットを返礼品で出せばいいのです。立川市が大坂なおみのチケットを返礼品で出していたことがばれました。だからふるさと納税に何か触れなくていいんですかと。あるいは触れたくない高度な政治判断が事務局にあるのかという、そこら辺はどうなのですか。一言くらいけしからんとか言っておいていいのかです。深入りする必要はないです。総務大臣が勝手にやっているのですから。何か触れなくていいのかなど。

【池上会長】 ふるさと納税に関して言うと、昨年度の答申では、前期になってしまうのですが、かなりはっきりと書いています。今年度は小委員会で議論していなかったから書いていないのですが、今この場で昨年度の答申のエッセンスを繰り返すべきだという御意見をいただけるのであれば、それをどこに入れるかわからないのですが、入れるということで私はいいと思いますが、いかがですか。

【金井委員】 全く触れないという政治的意味が何かあるのか。

【池上会長】 それはありません。

【金井委員】 かえって触れることによって見直しが進まなくなるという政治判断があるとか。

【池上会長】 都税調が言うから是正しないでおこう、というようなことですか。

【金井委員】 かえって反発を招いてとか。

【池上会長】 逆にですか。そういうことは別にありません。

来週も小委員会がありますので、文章について私等にお任せいただければ、昨年度は委員でなかった方もいらっしやるのですが、昨年度の答申をもとに文案をつくって入れることは可能かと思えます。それでよろしいですか。よろしければ少し工夫させていただきます。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

他にございますでしょうか。石田委員、お願いします。

【石田委員】 前に戻って先ほどの偏在是正のことでかなりきつところ、12ページあたりのところなのですが、私も偏在是正のことで、この10年間やってきて、この文章にもどのような効果があったか。それがやはり国から示されていないので、この書き方はきついかもかもしれないけれども、これによってどういうふうに地方が少しは偏在性がなくなったとか、どういう効果があったというのは国から示してほしいというような文章は、残していただきたいような気がするのです。

もう一つ、分割基準のところの21ページに、世界的なデジタル経済化や知識経済化という文章が最後のポツにあるのですが、実は私最近実務をやっていて感じるのは、例えば固定資産税の償却率にしても、いろいろと生産性が上がって機能がよくなっているのに償却率は変わっていませんよね。だから細かいことを言ったらいろいろところでIT化になってからもっと分割基準にしても見直さなければならぬ税制があるのではないかと思うのです。今回それには触れるようなところがないので触れないというのはわかるのですが、この間、例えば分割基準に従業員数でやっていますよね。従業員のことも変わってきていますよね。それから、事業所だって今、自宅でやる方が増えてきて、会社によっても在宅でできるものは在宅でと変わってきているから、何か分割基準のあり方もこの10年間、特に変わってきているわけだから、その辺のこともちょっと見直しを入れていただけたらなと思っております。

実際にやっていると、通信費がすごく増えてきているのです。携帯電話の利用料で。だからそういうふうにか

の10年間で各企業の形態が、事業のやり方が変わってきているから、この文章の中で、それも含まれていると言え含まれているのかもしれないけれども、個人的な感想で思いましたので。

**【諸富小委員長】** ありがとうございます。非常に重要な御指摘をいただいたと思います。

そろそろ終了の時間がまいりましたので。

**【池上会長】** 今、石田委員からいただいた御意見につきまして、固定資産税についても前期もどこかの答申で触れていたと思いますが、今年度は議論していなかったので書いていませんが、先ほどのグリーン化をもっと広く捉えるべきだという議論も含めて、次年度はどのような形で議論できるか考えさせていただきます。ありがとうございます。

**【諸富小委員長】** どうもありがとうございました。

そうしましたら、本日、答申（素案）に対していただきました皆様の御意見を踏まえまして、事務局とも相談しながら答申案文の作成を進めてまいります。作成した案文は次回、第5回小委員会でお示ししますので、再度御意見をいただければと思います。

それでは、最後に事務局から次回の日程について御説明をお願いいたします。

**【高瀬税制調査担当課長】** 次回の第5回小委員会ですが、10月2日火曜日、午後6時から第二本庁舎31階特別会議室22で開催させていただきます。答申案を御審議いただきますので、今回と同様に非公開とさせていただきます。

**【諸富小委員長】** それでは、本日の議事をこれで終了いたします。

本日はお忙しい中、御参集いただきましてありがとうございました。これをもちまして第4回「小委員会」を閉会とさせていただきます。

— 了 —